

容器包装プラスチック

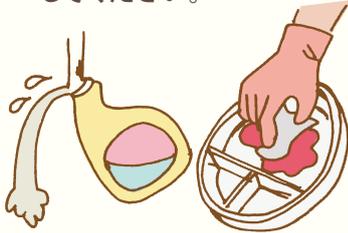


◎ 容器包装プラスチックの出し方

① 中身を空にしてください。



② 水ですすぐか紙でふき取るなどして目に見える汚れを落としてください。



③ 指定ごみ袋に入れて袋の口を結んで出してください。

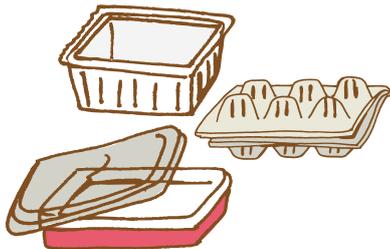


・二重袋は厳禁です。指定ごみ袋に直接入れてください。

◎ 容器包装プラスチックに分類されるもの

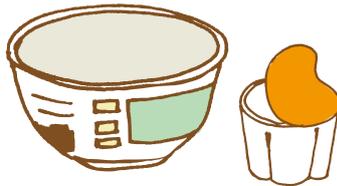
パック類

卵・弁当・いちご・豆腐などの容器



カップ類

カップ麺・ヨーグルト・プリンなどの容器



※紙製のものがありますので、プラマーク表示を確認して出してください。

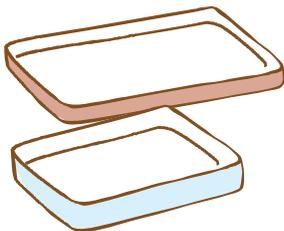
ボトル類

シャンプー・リンス・食用油などの容器



トレイ類

肉・魚・野菜などの容器



●白色トレイは、なるべくスーパー等の店頭回収をご利用ください。

袋・外装フィルムなど

スナック菓子やパンの袋・レジ袋・日用品の外装フィルムなど



ペットボトルのラベル・キャップ



チューブ類

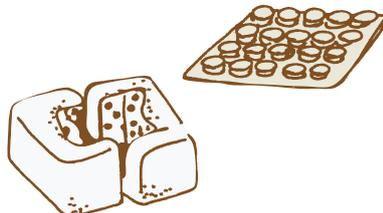
ケチャップ・マヨネーズ・歯磨き粉などの容器



汚れが取れにくいものは、「燃やせるごみ」(4ページ参照)で出すことができます。

発泡スチロール製緩衝材など

発泡スチロール製緩衝材・果物などのネット・薬(錠剤)のシート



注意!!「まぜるな危険」の表示があるもの→「処理困難物」へ



※プラマークの表示があるものでも、「処理困難物」(11・12ページ参照)で出してください。(容器包装プラスチックでは出せません。)

容器包装リサイクル法

この法律では、①消費者が分別排出し、②市が分別収集し、③容器包装の製造や利用をしている事業者が費用を負担してリサイクルを行う役割分担になっています。実際には、事業者は日本容器包装リサイクル協会にリサイクルを委託し、その費用を負担することで役割を果たしています。

現在、周南市などの多くの自治体では、分別収集した容器包装プラスチックを、日本容器包装リサイクル協会に引渡ししており、自治体はわずかな負担でリサイクルを行っています。

なお、日本容器包装リサイクル協会は、毎年、自治体からの容器包装プラスチックの品質検査を行っています。

容器包装プラスチックの中に異物や汚れたものが多く混入していると、協会から引き取りを断られる恐れがあります。その場合、自治体は多額の処理費用をかけて独自ルートで処理しなければならなくなります。

指定ごみ袋

黄

[45ℓ、30ℓ、15ℓ]

資源物

その他プラスチック



◎その他プラスチックの出し方

①指定ごみ袋に入れてください。



②袋の口を結んで出してください。



・指定ごみ袋に入らないものは、「粗大ごみ」(13・14ページ参照)で処分してください。

◎その他プラスチックに分類されるもの

プラスチック製品

バケツ・タッパー・容器・CD・DVD・ポリ容器・プラスチックケースなど



ボールペンや洗濯バサミなど金属が少量でも混入したものは、「燃やせないごみ」(9ページ参照)です。

中身がスポンジ製品のクッション等

中身がスポンジのクッション・まくら・ぬいぐるみなど

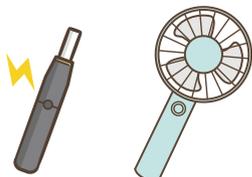
《中身を出さないでください》



※中身がビーズ・パイプの製品は、「処理困難物」(11・12ページ参照)で出してください。

注意!!「リチウムイオン電池内蔵製品」
→「小型家電回収ボックス」へ

電子たばこ、ハンディ扇風機など



※外見はプラスチックでも、電池が内蔵されているため「小型家電回収ボックス」(10ページ参照)で出してください。(その他プラスチックでは出せません。)